

研究所 月報 2026.5

マイカー通勤者

通勤手当の非課税限度額

2026年度税制改正により、マイカー通勤等、通勤のため自動車などの交通用具を使用している従業員に支給する通勤手当の非課税限度額が改正されました。その内容は以下の通りです。

- (1) 通勤距離が片道 65 km以上の人の非課税限度額の引上げ
片道 55km 以上については一律 38,700 円であったところを、区分を片道 95km まで拡大し、**最大 66,400 円まで非課税**とする
- (2) 一定の要件を満たす駐車場等（※）を利用し、その料金を負担することを常例とする人の 1 か月当たりの非課税限度額について、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に 1 か月当たりのその**駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）を加算した金額**とする

（※）「一定の要件を満たす駐車場等」とは

通勤のために使用する交通用具の駐車のための駐車場等のうち、その通勤手当が支給される人の勤務する場所の周辺またはその人が通勤のために利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設（フェリー乗り場や空港などの交通機関の施設）の周辺にあるものを指します。

通勤のために使用する自転車やバイクの駐輪場も含まれます。

なお、自宅付近の駐車場等はこれに該当しませんので、自宅付近の駐車場等を利用している場合のその駐車場等の料金相当額の通勤手当は非課税となりません。

この改正は、2026年4月1日以後に支給する通勤手当から適用されることになっています。

遠方からマイカー通勤している従業員がいる場合や、従業員に駐車場を支給しているような企業では、非課税額の設定の見直しが必要です。



対象となる企業は段階的に拡大します

企業の規模 (従業員数)	短時間で働く従業員が 社会保険の加入となる時期
51人以上	適用済 ✓
36~50人	2027年10月
21~35人	2029年10月
11~20人	2032年10月
10人以下	2035年10月



社会保険（健康保険・厚生年金保険）には、1週間の所定労働時間と1か月の所定労働日数が正社員の4分の3以上であるパートタイマーやアルバイトが加入することになっています。さらに従業員数（厚生年金保険の被保険者数）が51人以上の企業では、4分の3基準を満たさないパート等であっても、1週間の所定労働時間が20時間以上等の一定の要件を満たしたパート等も社会保険に加入することになっています。

この一定のパート等が社会保険に加入する企業規模（従業員数）は、**昨年成立した年金制度改正法に基づき、段階的に拡大し、2035年10月には全事業所が対象となります。**

社会保険の適用拡大は、パート等に説明することが必要不可欠です。今後、適用拡大の対象となる企業を中心に早めの制度理解と従業員への周知を進めましょう。

ひらたコラム

積極的に料理をすることがない私ですが、そんな私が中学生の頃に考案して、こんにちまで愛してやまないメニューがあります。それがこの「納豆パン」。

6枚切のトーストにバターもしくはマーガリンを塗り、付属のタレとよく混ぜ合わせた納豆を乗せ、3~4分焼きます。乗せてから焼く、がポイントです。

納豆の深みとバターの香ばしさがくせになり、これまで数百枚の納豆パンを消費してきました。多くの人におすすめしてきましたが、普通以上の評価は得られずにいます。原因のひとつとして挙げられるのが、トーストしたあとのすさまじい香り。納豆は熱すると臭気が推定5倍になり、朝から家族をゲンナリさせてきた自覚はあります。でも本当に美味しいので、ぜひ一度ご賞味ください。



発行/2026年4月28日 第169号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0842 広島県広島市西区井口1-16-33-104
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

